

公的医療機関等2025プラン(改訂版)概要

1 公的医療機関等2025プランの目的(国方針)

地域医療構想調整会議における具体的な議論の進め方については、公立病院に加えて、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関が、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化を図ることとされています。

そのため、その他の公的医療機関、共済組合、健康保険組合、国民健康保険組合、地域医療機能推進機構、国立病院機構及び労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院及び特定機能病院について、地域における今後の方向性について記載した「公的医療機関等2025プラン」を作成したプランを踏まえ、地域医療構想調整会議にて議論することとされました。

2 プラン作成対象医療機関(26医療機関)

公立病院改革ガイドラインの対象となる病院は、本プランの作成対象となっていませんが、各病院と同じ様式で議論を進めていくことが効果的であると判断し、公立病院についても、改革プランの内容を基にして、新しい公的医療機関等2025プランの様式に沿って、再度作成を依頼しました。

長崎(5)	長崎大学病院	長崎みなとメディカルセンター	済生会長崎病院	長崎原爆病院
	長崎病院			
佐世保県北(8)	佐世保中央病院	佐世保市総合医療センター	長崎労災病院	佐世保共済病院
	北松中央病院	平戸市民病院	平戸市立生月病院	松浦中央病院(伊万里松浦病院)
県央(5)	長崎医療センター	長崎川棚医療センター	諫早総合病院	長崎原爆諫早病院
	大村市民病院			
県南(2)	長崎県島原病院	公立新小浜病院		
五島(2)	長崎県五島中央病院	長崎県富江病院		
上五島(1)	長崎県上五島病院			
壱岐(1)	長崎県壱岐病院			
対馬(2)	長崎県対馬病院	長崎県上対馬病院		

3 プランの作成・協議について

平成29年度

12月 プラン作成対象医療機関(26医療機関)プラン作成・公表

1~3月 各構想区域調整会議において協議開始

平成30年度

各構想区域調整会議・専門部会等において協議・確定

【プランの確定に向けた整理事項】

地域に必要な医療提供体制の維持・確保を図るためには、プラン確定後においても、公的医療機関等の機能等について引き続き協議が必要である。

そのため、各構想区域調整会議において、構想区域内の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、毎年、地域医療構想調整会議において協議を行い、必要に応じて見直しを行うことを改めて確認し、その内容を共通項目として個別プラン内に記載することとした。

(補足説明)

具体的対応方針「役割」

「特に地域において担うべき役割」

「長崎県医療計画(第7次)」において、下表の機能を有する医療機関として表記があるもの又はそれに準ずる機能を有する医療機関

5疾病・5事業及び在宅医療		内容
がん医療		がん診療連携拠点病院、県指定がん診療連携推進病院、長崎県がん診療離島中核病院
脳卒中医療		高次脳卒中センター、地域脳卒中センター、脳卒中支援病院
急性心筋梗塞等の心血管疾患医療	(急性期)	急性期における医療機能を有する病院(特定集中治療室(CCU・ICU)、冠動脈バイパス術(CABG)、経皮的冠動脈インターベンション(PCI)、補助循環装置)
	(回復期)	心血管疾患リハビリテーションを行う医療機関(心大血管疾患リハビリテーション料届出医療機関)
糖尿病医療		糖尿病専門医がいる医療機関
救急医療		救命救急センター、救急告示医療機関、救急医療協力病院
災害医療		災害拠点病院及びDMAT指定病院
離島・へき地医療		へき地医療拠点病院
周産期医療		総合周産期母子センター、地域周産期母子医療センター
小児医療		日本小児学会が登録している中核病院小児科(大学病院、総合小児医療施設)・地域小児科センター病院(原則小児医療圏に1箇所配置、24時間体制で小児二次医療を提供する施設)
在宅医療		在宅療養後方支援病院、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所